

# 地方分権改革シンポジウム —地方の提案で国の制度が変わる—

## パネルディスカッション

2019年3月22日  
in 大手町サンケイプラザ

西南学院大学 勢一智子

1

## 話題提供の内容

- ◆ 提案募集方式による地方分権改革の5年間の成果
- ◆ 提案募集方式の今後の課題

- ◆ 図表出典：第36回地方分権改革有識者会議  
(2019年2月20日開催)〔一部加工〕

2

# 個性を活かし自立した地方をつくる

～「地方分権改革の総括と展望（概要）」（平成26年6月24日地方分権改革有識者会議）～

## これまでの地方分権改革

### 地方分権改革の理念を構築

－国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

### 国主導による集中的な取組

－時限の委員会による勧告方式

### 地方全体に共通の基盤制度の確立

－機関委任事務制度の廃止  
－国の関与の基本ルール確立

### 法的な自主自立性の拡大

－自治の担い手としての基礎固め

### 地方分権推進に向けた世論喚起

－地方分権の意義を普及啓発

## 個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

### 改革の理念を継承し発展へ

－個性を活かし自立した地方をつくる

### 地方の発意に根ざした息の長い取組へ

－地方からの「提案募集方式」の導入  
－政府としての恒常的な推進体制の整備

### 地方の多様性を重んじた取組へ

－連携と補完によるネットワークの活用  
－「手挙げ方式」の導入

### 真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

－自治の担い手の強化

### 改革の成果を継続的・効果的に情報発信

－住民の理解と参加の促進

3

## 改革の「総括」 ～地方分権の基盤の確立～

第1次分権改革(H7～11):国と地方の関係を上下・主従から対等・協力へ

例:機関委任事務制度の廃止、国の関与の基本ルールの確立

第2次分権改革(H19～):数多くの具体的な改革を実現(地方に対する権限移譲、規制緩和等)

権限移譲等(国→地方 66事項(実施率69%)、都道府県→市町村 113事項(67%)、義務付け・枠付けの見直し(975事項(74%))

## 今後の「展望」 ～新しいステージの改革の取組～

### 改革の使命・目指す姿

#### Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

#### Vision ビジョン

- ・ 行政の質と効率を上げる
- ・ まちの特色と独自性を活かす
- ・ 地域ぐるみで協働する

### 目指すべき方向

- 1 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)
- 2 地方に対する規制緩和の推進
- 3 地方税財政の充実強化
- 4 重要な政策分野(土地利用等)に関する改革
- 5 改革の成果を実感できる情報発信の展開

### 改革の進め方

#### 1 提案募集方式の導入

- ・ 個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る方式

#### 2 手挙げ方式の導入

- ・ 個々の団体の発意に応じ選択的に移譲する方式

#### 3 政府の推進体制の整備

- ・ 地方の提案を恒常的に受け止め、スピード感を持って実現を図る体制

#### 4 効果的な情報発信

- ・ SNSの活用、地方の優良事例発信、全国シンポジウムの新規開催など

### 今後地方に期待すること

#### 1 改革成果の住民への還元

- ・ 地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
- ・ 住民に分かりやすい情報発信に努力

#### 2 住民自治の拡充

- ・ 政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮

#### 3 改革提案機能の充実

- ・ 専門性を有する人材の育成、政策法務の強化
- ・ 地方六団体の機能強化

4

# 地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯	
宮澤内閣 (H3. 11~H5. 8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第1次分権改革
細川内閣 (H5. 8~H6. 4)		
羽田内閣 (H6. 4~H6. 6)		
村山内閣 (H6. 6~H8. 1)		
橋本内閣 (H8. 1~H10. 7)		
小淵内閣 (H10. 7~H12. 4)	H7.5 地方分権推進法成立 7 <b>地方分権推進委員会発足(委員長: 諸井虔)(~H13. 7)</b> ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告	第2次分権改革
森内閣 (H12. 4~H13. 4)	H11.7 地方分権一括法成立	
小泉内閣 (H13. 4~H18. 9)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長: 西室泰三) H14.6~17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)	
安倍内閣 (H18. 9~H19. 9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 <b>地方分権改革推進委員会発足(委員長: 丹羽宇一郎)(~H22. 3)</b> ※H20.5第1次~H21.11第4次勧告	
福田内閣 (H19. 9~H20. 9)	H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
麻生内閣 (H20. 9~H21. 9)		
鳩山内閣 (H21. 9~H22. 6)		
菅内閣 (H22. 6~H23. 9)	H25.3 <b>地方分権改革推進本部発足(本部長: 内閣総理大臣)</b> 4 <b>地方分権改革有識者会議発足(座長: 神野直彦)</b> 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
野田内閣 (H23. 9~H24. 12)		
安倍内閣 (H24. 12~) (第2次、第3次、第4次)	H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ H27.6 第5次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲) H28.5 第6次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲) H29.4 第7次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲) H30.6 第8次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への権限移譲)	

## 提案募集方式の5年の成果等

### 1. 提案募集方式の成果

【図表1】提案数及び提案への対応状況

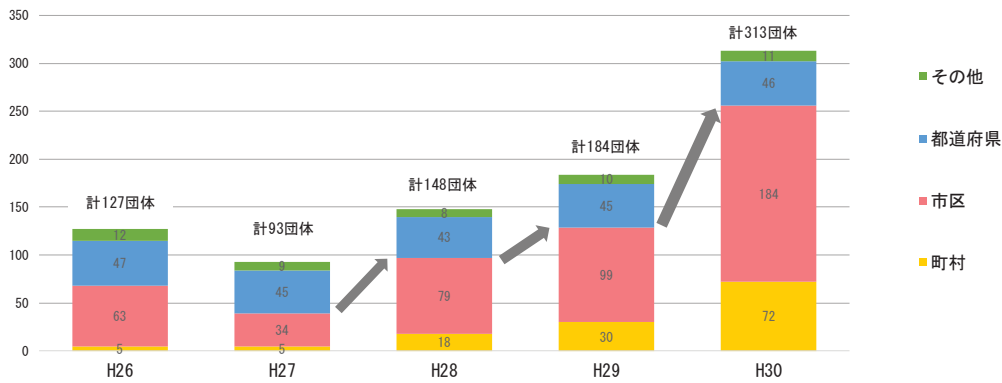
年	提案件数	関係府省と調整を行ったもの				実現・対応の割合 c/e
		提案の趣旨を踏まえ対応 a	現行規定で対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	
H26	953	263	78	341	194	63.7%
H27	334	124	42	166	62	72.8%
H28	303	116	34	150	46	76.5%
H29	311	157	29	186	21	89.9%
H30	319	145	23	168	20	89.4%
計	2,220	805	206	1,011	343	74.7%

(注) 合計は、提案があったもののうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除いた提案に係る件数

# 提案募集方式の5年の成果等

## 1. 提案募集方式の成果

【図表2】提案団体(提案団体数の推移)



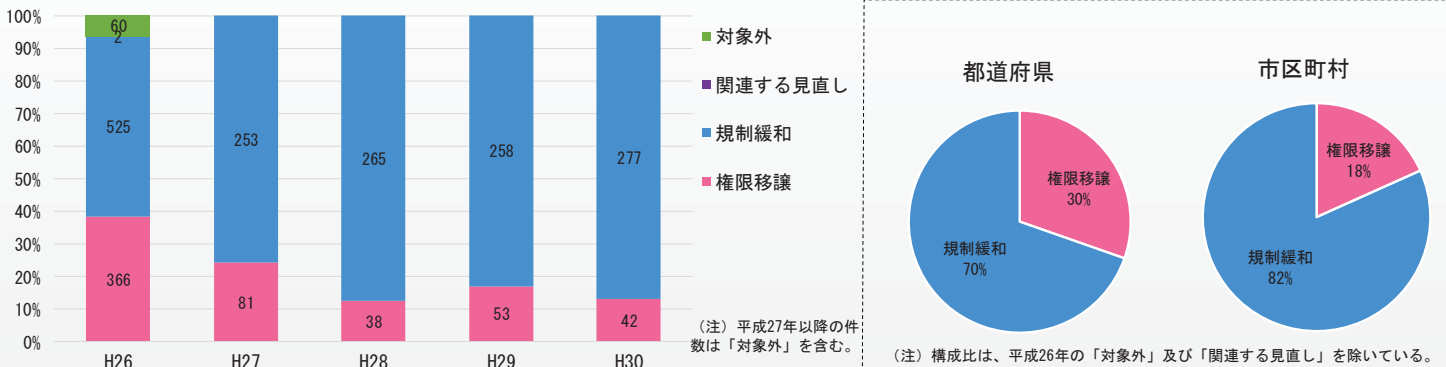
【図表3】提案団体(提案市区町村の累計)

	H26	H27	H28	H29	H30
提案市区町村数	68	39	97	129	256
うち初提案	68	20	70	65	146
提案市区町村数の累計	68	88	158	223	369

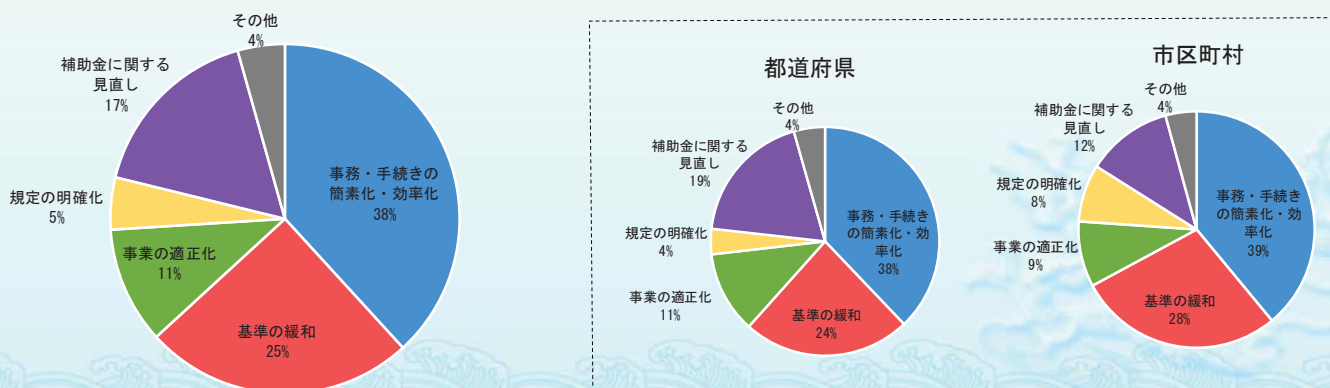
# 提案募集方式の5年の成果等

## 1. 提案募集方式の成果

【図表4】提案の内容(提案類型別の提案件数 <権限移譲・規制緩和>)



【図表5】提案の内容(提案理由(支障内容) <構成比(平成26年～30年・全件)>)

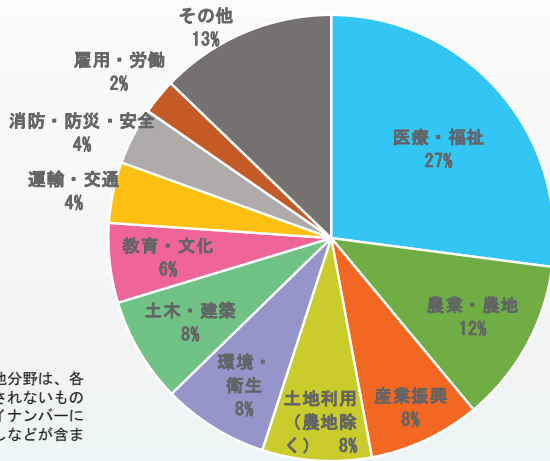




# 提案募集方式の5年の成果等

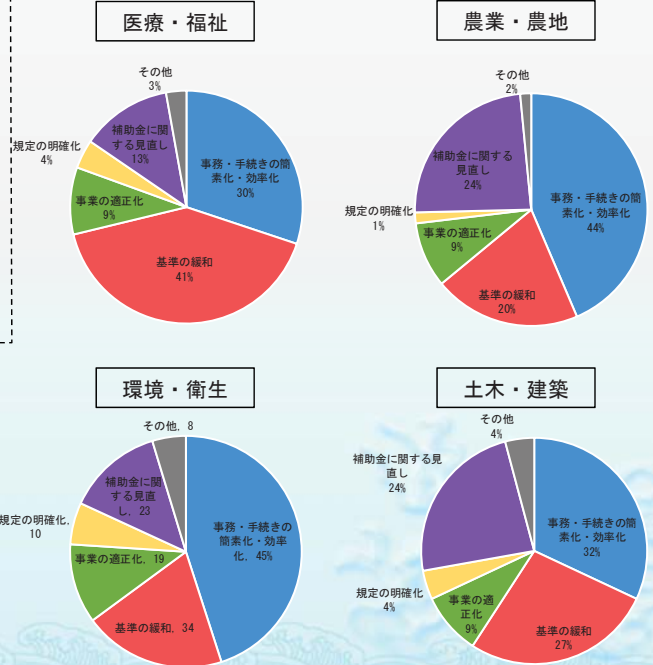
## 1. 提案募集方式の成果

【図表6】提案の内容(提案分野 < 構成比 (平成26年~30年・全件) >)



(注) その他分野は、各分野に区分されないもので、税やマイナンバーに関する見直しなどが含まれる。

### 主な分野の提案理由(支障内容)



# 提案募集方式の5年の成果等

## 2. 提案募集方式の課題

【図表7】これまでの提案団体数累計

団体区分	提案のあった団体数
都道府県 (47)	47 (100.0%)
指定都市 (20)	16 (80.0%)
中核市 (54)	31 (57.4%)
施行時特例市 (31)	18 (58.1%)
一般市 (686)	182 (26.5%)
特別区 (23)	23 ※特別区長会から提案 (100.0%)
町村 (927)	99 (10.7%)
市区町村合計 (1,741)	369 (21.2%)

【図表8】提案のあった市町村を人口規模別に見た提案件数

団体区分 a	(件数)					合計 b	一団体当りの提案件数 b/a
	H26	H27	H28	H29	H30		
指定都市 (20)	66	27	22	27	33	175	8.75
中核市 (54)	35	24	27	20	24	130	2.41
施行時特例市 (31)	8	10	9	5	5	37	1.19
人口5万人以上の市(上記除く) (413)	63	13	20	32	24	152	0.37
人口5万人未満の市 (272)	11	4	3	5	8	31	0.11
人口2万人以上の町村 (155)	7	3	1	2	4	17	0.11
人口2万人未満の町村 (773)	7	2	9	8	6	32	0.04
計 (1,718)	197	83	91	99	104	574	0.33

(注1) カッコ内数字は、指定都市・中核市・施行時特例市については平成30年4月現在の団体数、人口規模別市町村については平成27年国勢調査による区分別の団体数。  
(注2) 件数は提案のあった主団体の区分でカウントしている。